4	四―ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
［5～7　略］	
8	石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
［9　略］	
10	塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
11	三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
［12～14　略］	
15	放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
16	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
17	1から16までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
八	相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病
［九・十　略］	

4	四―ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゆよう
［5～7　同上］	
8	石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゆ
［9　同上］	
10	塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゆ又は肝細胞がん
［新設］	
［11～13　同上］	
14	放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゆ、甲状せんがん、多発性骨髄しゆ又は非ホジキンリンパしゆ
15	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフインにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
16	1から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
八	相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病
［九・十　同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第二項並びに第六十七条第一項及び第四項の規定に基づき、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
（健康管理手帳の交付）	
第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。	
業　務	要　件
（略）	
令第二十三条第十四号の業務	（略）
令第二十三条第十五号の業務	当該業務に二年以上従事した経験を有すること。
2・3　（略）	

改正前	
（健康管理手帳の交付）	
第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。	
業　務	要　件
（略）	
令第二十三条第十四号の業務	（略）
（新設）	
2・3　（略）	